

東日本大震災からの復興のための事業及びB型肝炎対策の財源等に係る 税制改正大綱

1. 復興特別所得税（仮称）の創設など臨時的な税制措置

〔国税〕

東日本大震災からの復興を図ることを目的として集中的に実施する施策のために必要な財源を確保するため、以下の臨時的な税制措置を講ずるものとする。

(1) 復興特別所得税（仮称）

① 納税義務者

- イ 所得税の納税義務者は、基準所得税額につき、復興特別所得税を納める義務がある。
- ロ 所得税の源泉徴収義務者は、その源泉徴収に係る所得税の額につき、復興特別所得税を徴収し、納付する義務がある。

② 税額の計算

- イ 復興特別所得税額は、その年分の基準所得税額に4%の税率を乗じて計算した金額とする。
- ロ 復興特別所得税の課税期間は平成25年から平成34年までの間とする。
- ハ 基準所得税額とは、次に掲げる納税義務者の区分に応じそれぞれ次に定める所得税額とする。ただし、外国税額控除を適用しない場合の所得税の額とし、附帯税の額を除く。
 - (イ) 非永住者以外の居住者：全ての所得に対する所得税の額
 - (ロ) 非永住者：国内源泉所得及び国外源泉所得のうち国内払のもの又は国内に送金されたものに対する所得税の額
 - (ハ) 非居住者：国内源泉所得に対する所得税の額
 - (ニ) 内国法人：利子等及び配当等などに対する所得税の額
 - (ホ) 外国法人：国内源泉所得のうち利子等及び配当等などに対する所得税の額
- ニ 一定の限度額内の外国税額（居住者のみ）について控除できることとする。

③ 申告、納付、還付等

- イ 所得税の予定納税をする者は、予定納税額に係る復興特別所得税を当該予定納税額と併せて国に納付する。
- ロ 所得税の確定申告書を提出する者は、その確定申告書の提出期限までに、税務署長に対し、復興特別所得税申告書を当該確定申告書と併せて提出する。

ハ 復興特別所得税申告書を提出した者は、当該申告書の提出期限までに、当該申告書に記載した納付すべき復興特別所得税を所得税と併せて国に納付する。

ニ 復興特別所得税申告書を提出した者について、復興特別所得税額の計算上控除しきれない予定納税額に係る復興特別所得税及び源泉徴収税額に係る復興特別所得税があるときは、その復興特別所得税を還付する。
(注) 復興特別所得税については、その制度の仕組みから、所得税における純損失の繰戻し制度と同様の措置は設けないこととする。

④ 源泉徴収等

イ 所得税の源泉徴収をする者は、源泉徴収税額に係る復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、これを当該源泉徴収税額と併せて国に納付する。

ロ 所得税の年末調整をする者は、当該年末調整と併せて復興特別所得税についても年末調整をする。

⑤ その他

質問検査権、罰則等については、所得税と同様とし、その他所要の規定の整備を行う。

(2) 復興特別法人税（仮称）

① 納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務がある。

(注) 法人には、人格のない社団等及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。

② 税額の計算

イ 復興特別法人税額は、各課税事業年度の基準法人税額に10%の税率を乗じて計算した金額とする。

ロ 課税事業年度は、原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間（指定期間）に開始する事業年度とする。なお、清算予納申告を行う事業年度は除くこととする。

ハ 基準法人税額は、次の法人税額とする。ただし、特定同族会社の留保金課税、土地譲渡益追加課税、所得税額控除、外国税額控除及び仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除を適用しない場合の法人税の額とし、附帯税の額を除く。

(イ) 連結親法人以外の法人：各事業年度の所得に対する法人税の額

(ロ) 連結親法人：各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額

ニ 復興特別所得税額及び一定の限度額内の外国税額（内国法人のみ）について控除できることとする。この場合の控除の順序は、まず外国税額

を控除し、次に復興特別所得税額を控除する。

③ 申告、納付、還付等

イ 申告書の提出期限は、法人税の申告書の提出期限と同一とする。なお、基準法人税額がない場合には、申告書の提出を要しないこととする。

ロ 復興特別所得税額で復興特別法人税額の計算上控除しきれなかった金額がある場合には、還付を受けるための申告書を提出することができることとする。指定期間後に開始する事業年度についても同様とする。

(注) 復興特別法人税については、その制度の仕組みから、法人税における欠損金繰戻し制度と同様の措置は設けないこととする。

④ その他

質問検査権、罰則等については、法人税と同様とし、その他所要の規定の整備を行う。

(3) 復興特別たばこ税（仮称）

① 課税物件

たばこ税法に規定する製造たばことする。

② 納税義務者

製造場から移出される製造たばこについてはその製造者、保税地域から引き取られる製造たばこについてはその引取者とする。

③ 課税標準

製造たばこの本数とする。

④ 税率

1,000本につき1,000円とする。

(注1) 旧3級品（専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。以下同じ。）は、1,000本につき475円とする。

(注2) 地方のたばこ税の税率引上げに伴い、国のたばこ税について、特定販売業者以外の者により保税地域から引き取られる製造たばこに係る税率を1,000本につき12,424円（現行11,424円）に、入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の適用を受ける紙巻たばこに係る税率を11,500円（現行10,500円）に、それぞれ引き上げる。

⑤ 申告及び納付

たばこ税及びたばこ特別税の申告にあわせて復興特別たばこ税を申告し、又はたばこ税及びたばこ特別税の納付にあわせて復興特別たばこ税を納付する。

- ⑥ 実施時期
平成 24 年 10 月 1 日から平成 34 年 9 月 30 日までの間とする。
- ⑦ 手持品課税を行う。
- ⑧ その他
質問検査権、罰則等については、たばこ税と同様とし、その他所要の規定の整備を行う。

〔地方税〕

東日本大震災からの復興を図ることを目的として集中的に実施する施策のうち、東日本大震災を契機として、全国的に、かつ、緊急に実施する防災のための事業等の実施により見込まれる各地方公共団体の歳出の増加に充てるために必要な財源を確保するため、以下の臨時的な税制措置を講ずるものとする。

(1) 個人住民税

- ① 個人住民税の均等割の税率を次のように引き上げる。
年額 500 円引上げ 年額 4,500 円とする (現行 年額 4,000 円)

道府県民税の均等割	年額 200 円引上げ 年額 1,200 円とする (現行 年額 1,000 円)
市町村民税の均等割	年額 300 円引上げ 年額 3,300 円とする (現行 年額 3,000 円)

- ② 実施時期 平成 26 年度から平成 30 年度までの各年度分とする。

(2) 地方のたばこ税

- ① 地方のたばこ税の税率を次のように引き上げる。

イ 旧 3 級品以外の製造たばこ

1,000 本につき 1,000 円引上げ 7,122 円とする (現行 6,122 円)

道府県たばこ税	1,000 本につき 395 円引上げ 1,899 円とする (現行 1,504 円)
市町村たばこ税	1,000 本につき 605 円引上げ 5,223 円とする (現行 4,618 円)

ロ 旧3級品の製造たばこ

1,000本につき 475円引上げ 3,381円とする（現行 2,906円）

道府県たばこ税			
1,000本につき	188円引上げ	904円とする	（現行 716円）
市町村たばこ税			
1,000本につき	287円引上げ	2,477円とする	（現行 2,190円）

② 実施時期 平成24年10月1日から平成29年9月30日までの間とする。

③ 手持品課税を行う。

④ その他所要の措置を講じる。

2. 平成23年度税制改正法案（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案）による財源の確保及び所要の修正

上記1.にあわせ、現在、閉会中審査手続が取られている平成23年度税制改正法案（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律案）に関し、以下の修正を行った上で、その成立を図り、所要の財源を確保する。

〔国税〕

(1) 個人所得課税の所得控除の見直しについて、給与所得控除の上限設定及び成年扶養控除の見直しに係る源泉徴収の適用開始時期を平成24年1月1日から平成24年7月1日に変更する。

(2) 法人税の税率引下げ及び課税ベースの拡大等について、施行時期等を下記のとおり変更する。なお、経過措置のある措置については施行時期の変更を併せて必要な変更を行う。

項目	原案	修正案
<p>(1) 法人税率の引下げ等</p> <p>(注) 上記のほか本項目に含まれる措置：中小企業者等の軽減税率(①)の引下げ、公益法人等又は協同組合等に係る法人税率の引下げ、欠損金の繰越控除限度額の縮減、貸倒引当金制度の見直し、特別修繕準備金制度の見直し、公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の特例(②)の見直し</p>	<p>(施行時期)</p> <p>平成23年4月1日以後に開始する事業年度</p> <p>(注) 左記①及び②の適用期限： 平成23年4月1日から平成26年3月31日までに開始する事業年度</p>	<p>(施行時期)</p> <p>平成24年4月1日以後に開始する事業年度</p> <p>(注) 左記①及び②の適用期限： 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度</p>
<p>(2) 集積産業用資産の特別償却制度の見直し及び特定農産加工品生産設備の特別償却制度の創設</p>	<p>(適用対象)</p> <p>平成23年4月1日から平成25年3月31日までに取得等する資産</p>	<p>(適用対象)</p> <p>平成24年4月1日から平成26年3月31日までに取得等する資産</p>
<p>(3) エネルギー需給構造改革推進投資促進税制等の廃止する措置</p> <p>(注) 上記のほか次の措置の廃止：中小企業等基盤強化税制、事業革新設備等の特別償却制度等、特定災害防止準備金制度(期限到来分)、商工組合等の留保所得の特別控除制度</p>	<p>(廃止の時期)</p> <p>平成23年4月1日</p>	<p>(廃止の時期)</p> <p>平成24年4月1日</p>

(3) 相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造等の見直しについて、施行時期を平成23年4月1日から平成24年1月1日に、贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税の対象の拡大について、施行時期を平成23年1月1日から平成24年1月1日に、それぞれ変更する。

(4) 「地球温暖化対策のための税」の導入としての石油石炭税の税率の上乗せについて、施行時期を平成23年10月1日から平成24年4月1日に変更する。上乗せ税率の段階的な引上げの実施時期についても、これに併せて変更する。

(5) 国税通則法改正の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 税務調査手続については、現行の運用上の取扱いを法律上明確化することとする。
- ② 更正の請求期間の延長等、理由附記等については、原案どおりとする。
- ③ 納税者権利憲章の策定等（「納税者権利憲章」の作成・公表、国税通則法の題名変更、同法の目的規定の改正）については、見送ることとする。
なお、政府は、国税に関する納税者の利益の保護に資するとともに、税務行政の適正かつ円滑な運営を確保する観点から、納税環境の整備に向け、引き続き検討を行うものとする。
- ④ 施行時期について、原則として、平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日に変更する。ただし、更正の請求期間の延長等については、平成 23 年 4 月 1 日から改正法の施行日に変更するほか、現在記帳義務が課されていない白色申告者に対する理由附記については、記帳義務化と併せて、平成 25 年 1 月 1 日から平成 26 年 1 月 1 日に変更する。

[地方税]

- (1) 法人税の税率引下げ及び課税ベースの拡大等に伴う法人住民税及び法人事業税に係る所要の措置について、施行時期を平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 1 日に変更する。
- (2) 法人税の税率引下げ及び課税ベースの拡大等に伴う都道府県と市町村の法人関係税の増減収を調整するための道府県たばこ税から市町村たばこ税への移譲の施行時期を平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 4 月 1 日に変更する。また、施行時期の変更に併せて所要の措置を講じる。
- (3) 地方税に関する税務調査手続等の見直しの取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 地方税に関する総務省が行う税務調査手続については、国税における措置と同様の措置を講じる。
 - ② 更正の請求期間の延長等、理由附記等については、原案どおりとする。
 - ③ 施行時期について、原則として、平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 1 月 1 日に変更する。ただし、更正の請求期間の延長等については、平成 23 年 4 月 1 日から改正法の施行日に変更する。